

建 経 技 5 0 3 号  
令和 4 年 3 月 29 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局  
技術調査課長

## 情報共有システムの活用拡大について（通知）

標題の件について、令和 2 年 3 月 2 日付け建技第 553 号「情報共有システムの活用拡大について（通知）」により当初契約額 2 千万円以上の工事を対象としています。

この度、この情報共有システムの活用について、下記のとおり、対象を拡大するとともに、一部運用を変更することとしましたので、適切な運用をお願いします。

### 記

#### 1 活用対象

当初契約額 2 千万円以上の工事から **当初契約額 5 百万円以上の工事に拡大**

#### 2 運用変更

当初契約額が利用対象額以上の工事については、原則情報共有システムを使用するものとします。

ただし利用工期が短い、段階確認が少ない現場については、契約後、受発注者協議で情報共有システム利用の対象外とすることができます。

#### 3 改定資料

- ・情報共有システムに関する特記仕様書（令和 4 年 4 月版）
- ・新旧対照表

#### 4 適用

令和 4 年 4 月 1 日以降に積算する対象工事に適用する。

建設 ICT 推進班  
TEL 054-221-2147  
FAX 054-221-3569

(令和4年4月版)

## 情報共有システムに関する特記仕様書

### (定義)

第1条 情報共有システムとは、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

### (対象工事)

第2条 当初契約額5百万円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、利用工期が短い、段階確認が少ない工事、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事及び小規模修繕工事等は、監督員との協議により、情報共有システムの利用対象外とすることができる。

2. 当初契約額5百万円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。

### (利用システム)

第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県が推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

### (積算の取扱い)

第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

### (運用)

第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

情報共有システムに関する特記仕様書 新旧対照表 (令和4年4月版)

旧	新	変更箇所
<p style="text-align: right;">(令和3年4月版)</p> <p style="text-align: center;">情報共有システムに関する特記仕様書</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 当初契約額 20,000 千円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事、小規模修繕工事等は、監督員との協議により、情報共有システムを利用しなくてもよい。</p> <p>2. 当初契約額 20,000 千円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。</p> <p>(利用システム)</p> <p>第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。</p> <p>(積算の取扱い)</p> <p>第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。</p>	<p style="text-align: right;">(令和4年4月版)</p> <p style="text-align: center;">情報共有システムに関する特記仕様書</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 情報共有システムとは、<del>監督員発注者</del>及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 当初契約額 <del>20,000千</del>5 百万円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、<del>利用工期が短い、段階確認が少ない工事</del>、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事<del>、及び小規模修繕工事等</del>は、監督員との協議により、情報共有システムの<del>利用対象外とすることができる。を利用しなくてもよい</del>。</p> <p>2. 当初契約額 <del>20,000千</del>5 百万円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。</p> <p>(利用システム)</p> <p>第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。</p> <p>(積算の取扱い)</p> <p>第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。</p>	<p style="color: red;">利用対象額の変更 一部運用の変更</p>

平成 31 年 3 月 14 日

## 情報共有システム活用実施要領

### (趣旨)

第 1 条 本要領は、工事施工中の受発注者間の業務効率化を図るため、情報共有システムの活用について必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第 2 条 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

### (対象工事)

第 3 条 情報共有システムの利用対象は、静岡県交通基盤部及び経済産業部の発注する土木工事、農林土木工事を対象とする。

### (実施手続)

第 4 条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。

### (利用システム)

第 5 条 情報共有システムは、原則として、「静岡県情報共有システム機能要件書」の仕様を満たす静岡県の推奨するシステムを利用する。

### (積算の取扱い)

第 6 条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

### (運用)

第 7 条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。